

和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が集団で自主的に資源ごみを回収した場合に、予算の範囲内において奨励金を交付し、もってごみの減量化、資源再生利用、環境美化及び地域コミュニティの育成を推進し、廃棄物処理行政に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 奨励金の交付対象者となる団体は、市内の町会、自治会、婦人会、子供会、老人会等営利を目的としない住民団体及びその他市長が適当と認めた団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 古紙類・古布類を市に登録を行っている有価物回収業者に引き渡し、又は再生工場へ直接搬入していること。

(2) あらかじめ市長の登録を受けていること。

(登録の申請)

第3条 前条第2号の市長の登録を受けようとするものは、有価物集団回収実施団体登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 登録を受けたものは、登録内容に変更が生じた場合、又は登録を廃止しようとする場合には有価物集団回収実施団体変更・廃止届出書（様式第1号の2）により速やかに届け出なければならない。

3 前項の届出書提出時、旧代表者が死亡若しくは、転居等何らかの理由により届出が出来ない場合は、提出できない旨の理由を付記し、新代表者で届出を行うものとする。

(有価物回収業者の登録)

第4条 第2条第1号の市の有価物回収業者として、登録を受けようとするものは、有価物回収業者登録申請書（様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、登録の期間は3年以内とし、期間満了後は再度登録手続きを行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を受付けたときは、その内容を審査の上、登録の適否を決定し、有価物回収業者登録決定通知書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。

3 前項により登録を受けた有価物回収業者は、登録内容に変更があった場合には有価物回収業者登録変更届（様式第2号の3）、営業の停止若しくは廃止により登録を抹消する場合には有価物回収業者登録廃止届（様式第2号の4）により速やかに届け出なければならない。

4 登録を受けた有価物回収業者は、集荷業者や問屋等から登録団体に係る回収分の計量証明書の交付を受けたときは速やかに市指定取引伝票（様式第3号）とともに当該登録団体に交付しなければならない。

5 登録を受けた有価物回収業者は、本要綱に定められた対象品目について、すべて回収しなければならない。

6 市長は、本条の登録について虚偽の申請その他不正行為を行った場合等、有価物回収業者として適切でないと認める場合には登録を抹消することができる。

(対象品目)

第5条 奨励金の交付対象となる有価物は、次のとおりとする。

- (1) 新聞
- (2) 雑誌・書籍類
- (3) ダンボール
- (4) 飲料用紙パック
- (5) その他紙類
- (6) 古纖維

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金の交付額は、回収した有価物 1 キログラム当たり 6 円とする。ただし、算定された奨励金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする団体の代表者は、再資源化事業推進奨励金交付申請（請求）書（様式第 4 号）に市指定取引伝票（様式第 3 号）及び第 2 条第 1 号の市の有価物回収業者から受け取った計量証明書を添えて市長に申請しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、当該団体に対して奨励金を交付するものとする。

(返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付額の決定の一部又は全部を取り消し、奨励金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 奨励金の交付の内容に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 7 月 31 日改正)

この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 7 月 15 日改正)

この要綱は、令達の日から施行し、平成 10 年度以降に交付申請のあったものから適用する。

附 則 (平成15年 4月 1日改正)

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

- 1 平成16年3月31日までの間における古紙類・古布類の引き渡しについては、改正後の要綱第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年 4月 1日改正)

この訓令は、平成18年 4月 1日から施行し、平成18年3月以降に回収のあつたものから適用する。

附 則 (平成23年 2月 1日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成23年 6月16日改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新要綱第4条第5項の規定は、平成24年3月1日から適用する。

附 則 (平成25年 8月 1日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成27年 3月 1日改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱第6条の規定は、同年3月1日以後に集団回収活動を実施したものについて適用し、同日から平成29年12月31日までに集団回収活動を実施したものについては、同条中「6円」とあるのは「7円」とする。

附 則 (平成28年12月27日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

一部改正の附則 (平成28年12月27日改正)

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。